

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察庁丁運発第54号
令和4年3月4日
警察庁交通局運転免許課長

警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長

認知機能検査等で認知症のおそれがあると判定された者に対する通知に際しての自主返納制度等の周知について(通達)

認知機能検査の結果、第1分類と判定された者に対する自主返納制度及び安全運転相談並びに認知機能検査の再受検に関する書面による通知については、「認知機能検査で第1分類と判定された者に対する通知に際しての自主返納制度等の周知について(通達)」(令和元年10月17日付け警察庁丁運発第132号)に基づき運用しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)の施行に伴い、所要の改正を行い、令和4年5月13日から下記のとおり運用することとしたので、誤りのないようになされたい。
なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

記

1 対象者

認知機能検査において、認知症のおそれがあると判定された者

2 記載すべき事項

(1) 自主返納制度と各種支援施策の紹介

加齢等で自らの運転に不安を感じている者や客観的に運転リスクが高まっていると認められる者等に対しては、移動手段の確保を始め、その生活を支えるための各種施策の充実に配慮しつつ自主返納を促すことも重要であることから、自主返納制度や運転経歴証明書について記載するとともに、各都道府県内で実施されている自主返納者及び運転免許の失効後に運転経歴証明書の交付を受けた者(以下「自主返納者等」という。)に対する支援施策について、一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会ウェブサイトの「高齢運転者支援サイト」(<https://www.zensiren.or.jp/kourei/>)を紹介するなどすること。

また、運転免許の取消し・停止の対象となった場合には、運転免許証の自主返納や運転経歴証明書の交付申請ができない旨を記載すること。

(2) 安全運転相談の利用促進

安全運転相談窓口(以下「相談窓口」という。)において、高齢運転者及びその家族等から積極的に相談を受け付け、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続に必要な助言・指導を行うとともに、自主返納制度及び自主返納者等に対する各種支援施策を周知するため、相談窓口の所在地、連絡先等を記載すること。

(3) 認知機能検査の再受検の案内

認知機能検査の受検者の中には、受検時に体調が優れない者等もあり、認知症のおそれがあると判定され、医師の診断の結果「認知症ではない」とされた者が、医師に対し「受検時は体調不良であった」、「睡眠不足のまま検査に臨んだ」、「検査の説明がよく聞こえないまま検査を受けた」等の説明をする事例が見受けられる。このような者が、体調を整えるなどした上で再度認知機能検査を受け、認知症のおそれがないと判定されれば、医師の診断を受ける義務を免れることとなり、これにより当該受検者及び診断を行う医師の負担軽減等にもつながることが考えられる。このため、認知機能検査は再度受けることが可能である旨を記載するとともに、再検査の結果、認知症のおそれがないと判定された場合には、医師の診断を受けることは義務付けられない旨を記載すること。

3 交付要領

(1) 当日通知の場合

認知機能検査の結果を検査の当日に通知する場合は、上記2(1)から(3)までについて記載した書面（以下「添付書面」という。）を「認知機能検査の実施要領について」（令和4年3月2日付け警察庁丁運発第47号。以下「実施要領通達」という。）の別添6で示されている認知機能検査結果通知書に添付すること。添付書面は別添1を基本とし、各都道府県の実情に応じた内容に変更した上で使用すること。

なお、交付の際には認知機能検査の結果を他の受検者に知られることのないよう配慮しつつ、添付書面の内容について丁寧に説明するよう努めること。

(2) 後日通知の場合

認知機能検査の結果を後日通知する場合において、シール式はがきを使用しているなど、通知に係る書面の都合上、十分な記載面を確保できないときは、別添2を参考に前記項目及び運転免許担当課の連絡先等をわかりやすく示した上で送付すること。

4 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等方法）の受検者に対する周知

運転免許取得者等検査（認知機能検査同等方法）の受検者のうち、認知症のおそれがあると判定された者に対しても、本通達を準用して通知させること。

「認知症のおそれがある」と判定された方へ (自主返納と安全運転相談に関するお知らせ)

- **運転免許証は、自主返納することができます。**
 運転免許証の自主返納は、〇〇免許試験場、各警察署で受け付けています。
- **運転免許証の有効期間内に自主返納した方や運転免許証の更新を受けずに運転免許が失効した方は、「運転経歴証明書」の交付を申し込むことができます。**(別途、手数料〇〇〇〇円が必要となります)
 運転経歴証明書は、自主返納日前5年間又は運転免許失効日前5年間の運転経歴(免許の種類等)が表示された書面で、銀行等で本人確認書類として使うことができます。
- **自主返納した方や運転免許の失効後に運転経歴証明書の交付を受けた方に対する交通機関の運賃割引などの支援があります。**
 自主返納をした方や運転経歴証明書の交付を受けた方は、公共交通機関の運賃割引など地方公共団体等が行っている支援を受けることができます。支援の内容は、例えば一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会のウェブサイト「高齢運転者支援サイト」で紹介されています。
- **運転免許が取り消されたときなどには、自主返納や運転経歴証明書の発行はできません。**
 医師の診断の結果、認知症であることが判明し、運転免許の取消し・停止という行政処分の対象となったときは、運転経歴証明書の発行ができなくなります。この機会に、自主返納について、ご家族等とよく考えてください。
- **警察では、運転に関する相談を受け付けています。**
 〇〇免許試験場では、安全運転相談窓口を設置し、運転を続けることに不安のある方やそのご家族等からの相談を受け付けています。
 記憶力、判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり進路変更の合図が遅れる傾向が見られ、このようなことが原因で交通事故を起こしてしまうことも考えられます。この機会に、ご家族の方等と相談し、自主返納について考えてみてはいかがでしょうか。詳しいことは、こちらまでお問い合わせください。

問合せ先：〇〇〇警察本部運転免許試験場〇〇係

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇

「認知症のおそれがある」と判定された方へ

(認知機能検査の再受検に関するお知らせ)

○ **認知機能検査は、再度受けることができます。**

体調が悪い時に受検してしまった方や、補聴器をつけ忘れるなどして検査員の説明がよく聞こえないまま受検してしまった方などで、再度検査を受けたいとお考えの方は、認知機能検査を実施している自動車教習所等に直接申し込みをしてください。認知機能検査の実施場所がわからないなど、再受検について不明点がある方は、以下の「問合せ先」までお問い合わせください。

○ **再検査の結果「認知症のおそれがある」と判定されなかった場合は、医師の診断を受けていただく必要はなくなります。**

再検査を受け、その結果が、「認知症のおそれがある」基準に該当しないと判定であれば、臨時適性検査(専門医による診断)を受け、又は医師の診断書を提出する必要はなくなります。

問合せ先： ○○○警察本部運転免許試験場○○係

○○市○○町○丁目○番○号

電話 ○○-○○○○-○○○○

(裏面)

「認知症のおそれがある」と判定された方へ

- **運転免許証は、自主返納することができます。**
自主返納をした方が受けることのできる交通機関の運賃割引等の支援があります。
なお、運転免許証の更新を受けずに運転免許が失効した方も、運転経歴証明書の交付を受けることで同様の支援が受けられます。
- **運転免許が取り消されたときなどには、自主返納や運転経歴証明書の発行はできません。**
医師の診断の結果、認知症であることが判明し、運転免許の取消し・停止という行政処分の対象となったときは、運転経歴証明書の発行はできません。
- **警察では運転に関する相談（安全運転相談）を受け付けています。**
運転を続けることに不安のある方等からの相談を受け付けています。
- **認知機能検査は、再度受けることができます。**
再検査の結果により、医師の診断を受けていただく必要がなくなる場合があります。

詳しいことは、こちらまでお問い合わせください。

○ ○ ○ **警察本部運転免許試験場** ○ ○ **係**
住所 ○ ○ **市** ○ ○ **町** ○ **丁目** ○ **番** ○ **号**
電話 ○ ○ **-** ○ ○ ○ ○ ○ **-** ○ ○ ○ ○ ○